

大阪市人権施策推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市人権尊重の社会づくり条例（平成12年大阪市条例第25号）第5条第6項の規定に基づき、大阪市人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第3条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを公開しないことができる。

(1) 公開することにより特定の個人又は法人の正当な利益を害すると認められるとき

(2) 公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民局において処理する。

(施行の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。（平成12年4月1日規則第32号）

この規則は、公布の日から施行する。（平成19年1月5日規則第1号）